

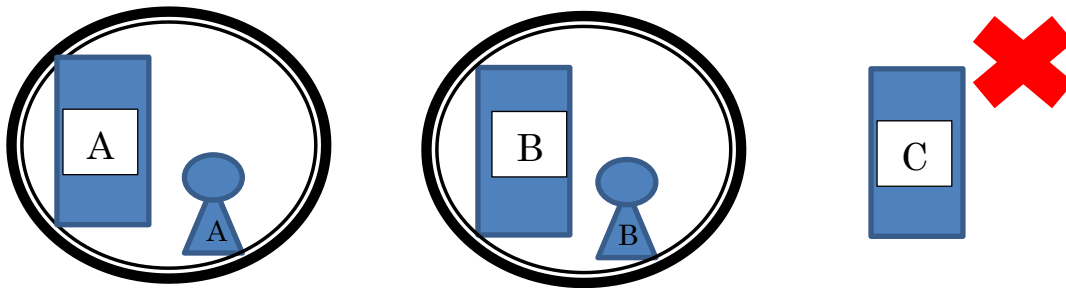
# 排水設備工事業者の指定制度について

## 1. 責任技術者の選任

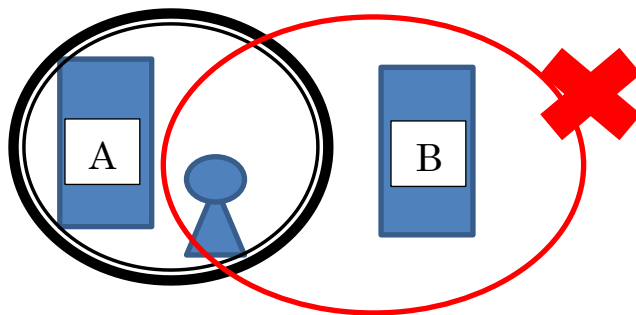
### ○ 堺市下水道条例

第6条 市指定排水設備工事業者は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。ただし、大阪府の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

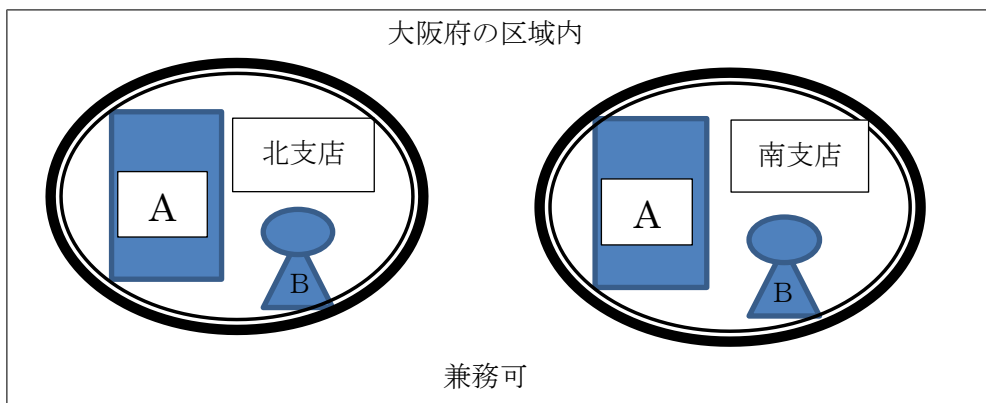
- (1) A 会社=A 責任技術者      B 会社=B 責任技術者  
C 会社・・・責任技術者がいない場合、工事申請を行うこと及び承認又は検査を受けることができない。



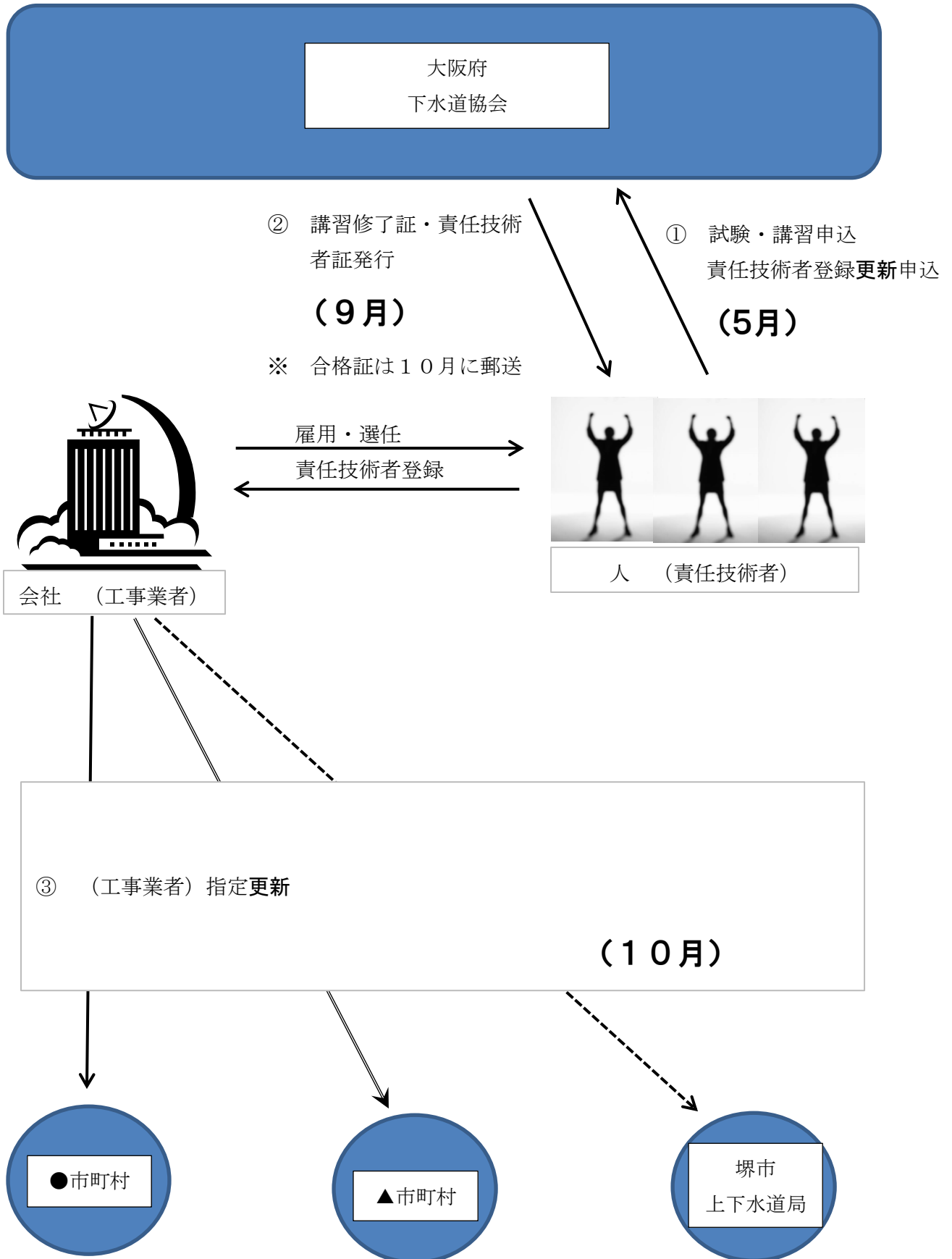
- (2) 責任技術者の工事業者登録 重複の禁止



- (3) 兼務が認められる例



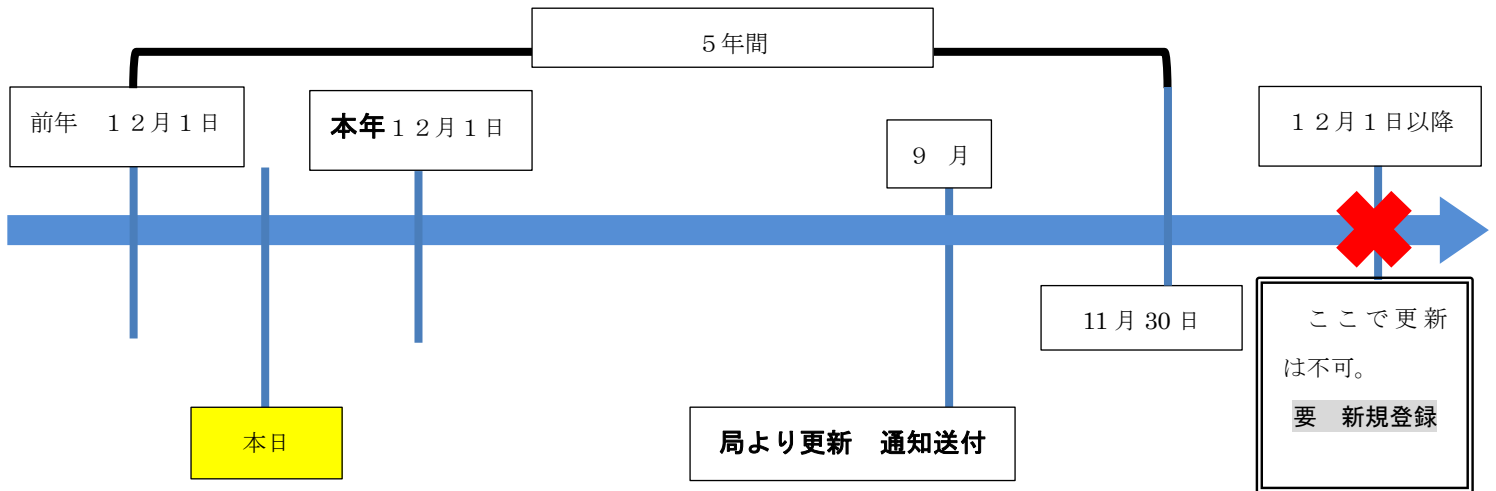
2. 責任技術者の更新について



### 3. 排水設備工事業者の指定更新について

#### ○ 堺市指定排水設備工事業者等に関する規程

第4条 指定業者は、条例第5条第3項の規定により**指定の更新を受けようとするときは、指定有効期間の満了する年の9月1日から11月30日までの間に、**堺市指定排水設備工事業者指定更新申請書（様式第5号）に条例第5条の2第3項第1号、第2号、第4号及び第5号までに掲げる書類を添えて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に**申請しなければならない。**



### 4. 堺市上下水道局のホームページに記載

#### 給水装置や排水設備の新設・増設・改造工事


ご家庭の給水装置の新設・増設・改造等、排水設備の新設・増設等（トイレの水洗化含む）の工事は、**局が指定した工事店に依頼しなければならないと条例等に定められています。**

次のPDFファイル「指定工事事業者名簿」をご確認ください。

#### 指定工事事業者名簿（町名順）

給水装置工事をされる場合は、**給水指定**欄に「○（丸）」が付いている事業者から選んでください。

排水設備工事をされる場合は、**排水指定**欄に「○（丸）」が付いている事業者から選んでください。

 [指定工事事業者名簿（令和6年12月5日現在）（PDFファイル: 913.6KB）](#)

## 5. 希望者は**宅内**の排水修繕対応業者としてホームページに記載


こちらにも掲載を希望される場合は、『ホームページ掲載申込書』を提出してください。

### 修繕対応

次のPDFファイル「修繕対応業者名簿」には、市の指定を受けた工事業者の中で、宅内の水漏れやトイレのつまりなどの修繕にも対応できる工事業者を掲載しています。修繕を依頼される場合には、こちらをご確認ください。

注意) 上下水道局では宅内の水道等の修繕対応は行っていません。

#### 修繕対応業者名簿 (町名順、掲載申込業者のみ)

 宅内漏水修繕対応業者名簿 (令和6年12月5日現在) (PDFファイル: 327.0KB)

 宅内排水修繕対応業者名簿 (令和6年12月5日現在) (PDFファイル: 169.5KB)

参考

#### ○堺市下水道条例

第4条第1項 排水設備（排水区域内及び排水区域外の者が他人の排水設備を使用して公共下水道に下水を排除する場合の排水区域内及び排水区域外の排水設備を含む。以下同じ。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

第5条の6 市指定排水設備工事業者は、営業所の名称又は所在地その他管理者が別に定める事項に変更があったとき、又は営業を休止し、休止後営業を再開し、若しくは営業を廃止したときは、管理者が定めるところにより管理者に届け出なければならない。

第7条第1項 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を届け出て、市の検査を受けなければならない。

#### 堺市指定排水設備工事業者遵守事項（堺市下水道条例第5条の5）

- ① 指定証書を営業所の見やすい場所に掲出すること。
- ② 工事又は修繕の申し込みを受けたときは、正当な理由なく拒絶し、又はその施工を怠らないこと。
- ③ 第4条第1項に規定する排水設備に関する管理者の確認を受けていることを確認の上、工事に着手すること。
- ④ 第7条に規定する検査の結果、工事が不完全であると認められた場合は、管理者の指定する期間内に改修補正すること。
- ⑤ 第7条に規定する検査後、1年以内に生じた故障については、無償で修繕すること。ただし、故障が不可抗力により、又は使用者の故意若しくは過失により生じた場合は、この限りでない。
- ⑥ 市指定排水設備工事業者としての名義を他人に貸し、又は管理者の承認を受けた場合を除くほか、工事の下請施工をしないこと。
- ⑦ 管理者から請求があったときは、帳簿、帳票その他工事に関する記録を提出すること。
- ⑧ 災害時における漏水の防止、復旧等について管理者からの要請を受けたときは、これに協力すること。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、管理者が指示する事項